

平成29年度

施政方針

伊佐市長

平成 29 年度施政方針を申し述べ、市民の皆さま及び議員の皆さまにご理解とご協力をお願いするものであります。

私は、昨年 11 月の市長選挙において、市民の皆さまのご支持をいただき、引き続き市政を担う大役を務めさせていただくことになりました。

「諸手あげ 求められたる その身なり 市井しせいの人の為にこそあれ」

この言葉がある市民の方から頂きました。改めて果たすべき責任の重大さに、身の引き締まる思いであります。

1 はじめに

“トランプ大統領の誕生”で幕が開けた平成 29 年は、安全保障を含めた国家間の関わりをはじめ、経済活動においても、大統領の一挙手一投足に気を配りながら情勢の変化に対応しなければならない状況にあります。

またヨーロッパでは、各国のリーダーの交代やイギリスの EU 離脱交渉が本格化する中、日本経済への影響も危惧され、国際情勢はより混沌としたものとなってきております。

日本においても、明治維新 150 周年を目前に控え、“天皇陛下の生前退位”の議論が進み、ひとつの区切りとして「平成」から「新時代」への遷り変りが現実味を帯びてきています。

戦後の驚異的な経済成長を経て、今や先進国として成熟社会にある日本は、国全体としても人口減少期に入り、超高齢化社会への対応と併せ、少子化対策や社会保障制度の見直し、都市一極集中の是正など、社会構造に関わる大きな課題に直面しております。

経済対策としては、農林水産業や中小企業における新規輸出の開拓や、“クールジャパン”としての日本文化の発信に加え、観光立国によるインバウンドの促進などにより、地方を含めた“新しい経済成長への挑戦”が始まっています。

まさに“Think Globally, Act Locally”、「地球規模で考え、足元から行動せよ」という意味ですが、我々、地方自治体においても重要なことだと思っております。

平成 27 年国勢調査の数値では、伊佐市の人口は 26,810 人、うち 65 歳以上が 39%であり、人口減少と過疎・少子高齢化による現状は、これからの行政サービスのあり方についても大きな変革が求められる時期に来ています。

そのため、少子化対策や雇用確保、移住・定住促進などの「人口減少を抑制する取組み」が必要であると同時に、「少ない人数で地域を最大限に活用し、まちの機能を維持していく工夫」も重要であり、各分野における多様な人たちの「新たなる挑戦」をいかに生み出せるかがポイントになると考えております。

市の財政については、地方交付税が減少傾向にありながら、社会保障関係費用や維持補修費用の更なる増加が見込まれるため、「本格的な行財政改革」を実施しなければならない状況にあります。

また、公共施設に関しては、「公共施設等総合管理計画」を策定中ですが、築 30 年を超える建物が 5 割以上を占め、住民 1 人当たりの延べ床面積が全国平均を上回っている状況にあり、利用形態やニーズも変化していることから、財源的にも適正な維持管理が可能な範囲において、統廃合を含めた「公共施設の再編」を具体的に検討していかなければなりません。

このような状況は、程度の違いはありますが、全国の地方自治体における共通の課題であり、“地方自らが創意工夫を凝らし、新しい地域経営の形を構築しなければならない”、まさに大きな転換期にあることは事実であります。

“少ない人数でも魅力ある地域をつくる”、そのために必要な「新たなる挑戦」への取組み、しかし一方では、持続可能な行政運営のための「行財政改革」が不可欠であり、“既存の行政サービスの見直し”をしなければなりません。いわば“^{もろは}諸刃の^{つるぎ}剣”を扱うことになり、議会をはじめ、市民の皆さまと一丸となって取り組まなければ実現し得ないものであると考えております。

このことについては、単年度で行えるものではありませんので、私の任期中の命題として“将来に向けた布石”となるよう不退転の決意で取り組む所存であります。

2 基本姿勢

そこで平成 29 年度は、将来に向けた「新たなる挑戦」と「行財政改革」を進めていくために、“3つの基本姿勢”を念頭に置いて、予算編成に取り組むこととしました。

一つ目は、“多様な主体の協働によるサービスの提供”です。

“少ない人数”と“限られた財源”で「まちの活性化」を図るためには、「共助」が重要であり、様々な立場の方々が工夫をし、“出来得る人が出来得ることを成す”ことによって、多様な“得意ワザの組合せ”が各分野で生まれ、新しい動きとして社会活動を行うことがキーポイントとなると考えます。

行政サービスにおいても、地域や民間の活力を導入した方が効果的な場合は、なるべく役割を分担していくことが望ましいと考えます。

二つ目は、“将来性や成長性への投資”です。

社会保障関係費用や維持管理経費が増加傾向にある一方で、総体の財源は減少していく、このような状況の中での将来に向けた投資としては、「限りある財源をいかに有効活用するか」、あるいは「借金に頼るのか」という判断となります。

先程も述べましたが、道路も含めた公共施設全般の見直し・縮小を図らなければならない状況にある中、利用や管理に際して将来的に大きな負担を伴う投資については控える必要があります。

産業政策についても、新規、既存を問わず、将来性や成長性が見込める施策であるかどうか、全体的に精査・見直しをする必要があると考えます。

三つ目は、“分散・拡張型から集約・変革型への転換”です。

合併後の予算規模は右肩上がりで増加しており、合併特例措置を受けながら人件費などの義務的経費の削減を図る一方、各種行政サービスは細分化され、様々な事業や制度が拡張されてきました。

各分野において、上乘せ、拡張路線で進められてきた事業についても、「本来の目的達成に向けて方向を誤っていないか」、また、「異なる分野に類似の性質の事業があれば、集約し、より有効に活用できないか」、などを抜本的に見直す必要があると考えます。

そのために、毎年の成果を評価することは当然として、“3年ルール”を設けて、開始から3年以上経過した事業については、その成果や改善効果などが十分でなければ抜本的な見直しを行うこととしました。

3 重点施策

このような基本姿勢のもと、「伊佐市総合振興計画」をはじめとする各種計画の実現に向けて、平成 29 年度の施策の方針として“6つの重点施策”を設定いたしました。

まず一点目は、「実効性の高い安全・安心なまちづくり」です。

「安全・安心」は、総合振興計画の全庁的横断課題として市民生活の基礎的なセーフティネットといえるものであり、各分野において関係機関と連携しながら、必要となる環境や機能を確保することが大前提となります。

昨今、大震災をはじめ、築地市場の移転問題に至るまで、様々な分野で通常の予想を超えた事態、いわゆる「想定外」とされる事案が発生しております。

そのため、特に医療、介護、福祉、環境、防災などにおいて、安全・安心対策を講じる際は、その実効性を高めることが肝要となりますので、「必要とする部分に、実際に機能し、十分な効用をもたらすかどうか」、また「どういうリスクが生じるのか」など、分野を越えた連携により、様々な角度からあらゆる想定をした上で各事業を再検証していかなければならないと思っております。

「安全・安心なまちづくり」を推進していくためには、行政や民間のサービスだけで解決し得るものではなく、自治会やコミュニティ協議会などの自治組織をはじめ、ボランティアを含む各種団体の「自助・共助」の取組みが不可欠であります。これまでも高齢者の見守り活動、交通安全、災害対応やむらづくり活動など多岐にわたる取組みに積極的に関わって頂いており、引き続き連携を深めていきたいと考えております。

医療・介護・福祉分野においては、高齢者を支える“地域包括ケアシステムの構築”を進めていくとともに、子育てや障がい者の支援についても支援体制が整いつつありますので、引き続き行政が調整役となりながら、関係機関や地域との連携を深めてまいります。

高齢者支援としては、特に認知症に対する支援や高齢者見守り体制を強化するための各施策を展開し、“高齢者の地域での見守り活動”では、平成 29 年度から新たに郵便局のご協力を頂けるよう準備を進めております。

医療保険制度については、セーフティネットとして適正かつ安定的な運営に努めるとともに、同時に疾病予防としての市民の健康づくりについても力を注いでまいります。

とりわけ“脳卒中”や“慢性腎臓病（CKD）の重症化”の予防対策については、国保事業と

も関連付けながら取組んでいくこととしております。

また、市民の健康づくりとしては、小学生から高齢者までの生涯スポーツの推進に加え、「ポイントアップ事業」の継続や、体幹トレーニングを活用した取組みなどを促進するとともに、特定健診や各種保健指導と併せてセルフケアの習慣化を促進していきます。

子育て支援環境としては、産科や小児科等との連携による支援体制の強化に加え、保護者や支援者などを対象とした療育に関する“ペアレントトレーニング”を継続するとともに、子育てサポートとして、市民との協働による「ファミリーサポートセンター事業」を新たな試みとして開始する予定としております。

環境衛生面では、各種処理施設の安定稼働に努めながら、新衛生センターの供用開始に向けて適切な対応を行っていくとともに、空家対策や不法投棄対策など安全かつ衛生的な環境づくりに努めます。

災害等の有事への対応としては、地域や消防団と連携しながら市民一体となった“防災意識の高揚”を図るとともに、要支援者等の情報を十分に活用しながら、多様なケースに実効的に対処でき得る“きめ細かな災害対応”について、被災地からの教訓も生かしながら研鑽してまいります。

被災地支援については、“地方公共団体の共助”の役割に加え、職員の資質向上、研修としての側面からも、引き続き南三陸町、甲佐町への職員派遣を継続します。

また、安全管理の面からもインフラを含む公共施設の適正な維持管理は重要であり、各分野において安全性を重視した維持管理に努めるとともに、中長期的な計画として“長寿命化”や“施設のあり方”を検討してまいります。とりわけ“防災拠点となる市庁舎”については具体的な検討を進め、建設の是非について皆様にご判断頂けるよう準備したいと考えております。

次に二点目は、「成長性を重視した新たな産業政策」です。

先にも述べました人口減少や過疎・高齢化は、各産業における後継者不足や生活圏での消費量の減少をもたらし、加えて社会的なニーズの変化や、ネットビジネスなどのサービスの多様化への対応も必要であり、既存のビジネススタイルからの脱却、変革を迫られる大きな渦の中にあります。

そのため、“大きな時流の変化”をキャッチしながら、「地域でどのようなビジネスを展開

していくのか」、「どのように民間活力を引き出していくのか」ということを念頭に置きつつ、既存の産業政策について再検証し、補助的な側面ではなく、「新たなる挑戦」への“投資”として成長性を重視した施策の再構築を図ってまいります。

農林業については、先行き不透明なTPPや平成30年度の生産調整見直し、いわゆる“減反廃止”など国策として大きな転換が図られる中、生産者や関係団体などと連携しながら「今後どのように伊佐の農地を有効活用していくのか」という課題に慎重に対処しなければなりません。

農地集積や新規就農支援などと併せて、集落営農や法人化、規模拡大や複合経営による経営基盤の強化を促進するとともに、異業種連携や6次産業化による新しい取組みに対して積極的に支援してまいります。

畜産では、高騰が続く肉用牛の取引価格の動向を見守りながら、継続して規模拡大や高齢農家への飼育支援を推進するとともに、家畜防疫対策としては、周辺市町との連携による初動態勢の確立などにも取り組みます。

森林については、防災面も含めた多面的機能の維持の観点からも、林業事業体と協力しながら間伐や再造林を計画的に実施するとともに、竹林資源をはじめとする特用林産物の有効活用を図ります。

商工業としては、事業拡大や誘致なども含め、「働く場の確保」として立地企業等との連携を密にし、必要な支援を講じるとともに、新たな事業展開の創出のためにも異業種連携の場の提供、地域や学校への橋渡しなどの役割も担ってまいります。

また、商店街の活性化としては、地域で稼いだお金を地元で回す「地域経済の循環」の視点を重視し、地元での1次消費、2次消費を促進するために、屋台村イベントや空き店舗活用への支援、スタンプ会商品券の利用促進などにより魅力向上を図ります。

一方、人口減少下で“まちの活力”を維持していくためには、「地域外からの経済波及」が不可欠であるため、イベントや体験型のツーリズム観光などによる交流人口の増加を図り、“伊佐に行きたくなる”魅力づくりを進めながら、食や土産物の開発により“来訪者に消費してもらおう”アイテムづくりを強化していく必要があります。同時に、ふるさと納税の返礼や都市部での販促PRなども含め“地域外に売る”取組みを充実することが重要であり、そのためには、消費ニーズに応え得る特色ある商品づくりがポイントとなります。

これは全国的な競争でもあるため、マーケティング、生産、デザイン、販売、消費者対応

に至るまで、民間活力との連携による「確固たるブランディング」が重要となります。

そのため、民間活力による「食とツーリズム観光のマネジメント」の役割を担う組織として、「DMO」を設立し、さつま町との広域連携による新たな取組みをスタートしました。

そして、三点目には、「移住・定住のための新たな展開」を掲げました。

かつては、後継ぎになれない地方の若者が、集団就職など仕事を求めて都市部へと移り住んでいたものが、いつしか都市への憧れや夢の実現へと変わり、後継ぎさえも流出した結果として地方の過疎化が進んできました。都市への羨望や都市の利便性を求めて伊佐を離れる人、また就職先がなく止む無く離れる人もおられると思います。働き口の確保は人口減少下では容易なことではなく、これまでの移住・定住施策もUターンや退職後のIターン者を中心とせざるを得ず、ジレンマを抱えながらの対応となっていました。

しかし、都市一極集中が続く中でも、都市の生活に決して満足していない優秀な若者が数多くいることも事実であり、自己実現やビジネスチャンスを求める動きとして地方へ移住するケースが増えてきています。

そこで、移住・定住を希望する都市部の若者の人材誘致として「地域おこし協力隊」の制度を活用して新たな展開を図ることとしました。平成29年度に募集を行い、平成30年度からの受入れとする予定ですが、多様な分野の若者を多く採用するためにも、議会や市民の皆さまのご理解とご協力を頂き、受入れのための仕組みを構築したいと考えております。

また、空家バンクの創設も併せて、新しい移住・定住の取組みに向けて窓口の強化を図ります。

重点施策の四点目は、「魅力ある地元進学・生徒招致の環境づくり」です。

地元高校に関しては、少子化に加え、市外私立進学校などへの流出が進み、高校の規模縮小や活力低下が問題となっていたため、魅力ある高校づくりを行い生徒確保のための積極的な支援を行ってきました。この問題には、人材の流出のみならず、経済的にも毎月多額の出費を要し、家計や地域経済へ影響をもたらすという側面もあります。

「人材は地域の宝」です。伊佐で生まれた子ども達を、新しい時代を切り開いていく人材として伊佐で育てる、このことが地方創生における「未来への投資」ではないかと考えております。

そのためにも、幼・保・小・中・高の連携をさらに強化し、学力・文化・スポーツ・地域教育を通じて人間力を高める、伊佐独自の特色ある「ふるさと教育」を推進してまいります。

コミュニティスクール等による小中一貫教育や、吹奏楽など文化面での中高連携、地域との連携など多方面での取組みを進めながら、一方ではタブレット等のICT機器を導入し有効な利活用をすべく、指導方法についても一層の創意工夫を図ります。

地元高校の魅力化については、小中学生の進学ニーズを分析し各校のテーマを明確化したうえで集中的な取組みがなされるよう、さらなる高校との連携を図りたいと考えております。

現有クラス維持のためには市外からの生徒確保も重要であることから、受入れ環境づくりとして民間活力による学生寮整備を支援する予定としております。

また、特別支援学校の誘致活動については、継続的な誘致活動や「知事と語ろう車座対話」での強い要望も相まって、県知事より前向きな発言を頂いたところですが、引き続き関係団体と一体となって誘致を目指してまいります。

五点目は、「スポーツによる地域活性化」です。

スポーツは、主体的に楽しみながら健康づくりを行うという役割をもつとともに、特に競技性が高くなるにつれ“心・技・体の鍛錬”としての効果も期待されるところです。

そのため、子どもから高齢者まで、なるべく多くの市民がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、利用ニーズに即した競技スポーツの振興にも取り組みます。

特にカヌー競技については、国体や高校総体の開催地となることから、艇庫建設も含め利用環境の整備とともに、関係団体等との連携を強化し、指導者も含めた支援体制づくりや選手強化のための取組みも進めてまいります。

また、大会開催に向けての受入態勢の準備や、地域活性化へつなぐ取組みなどについては、各部署の連携が不可欠となりますので、一丸となって準備を進めてまいります。

同時に、合宿誘致や体験メニュー化など、継続的に設備の有効活用が図られるよう工夫してまいります。

最後に六点目は、「中期的な経営計画の再構築」です。

冒頭でも申し上げましたが、過疎・少子高齢化など人口減少下において地域の活力を維持していくためには、地域住民や民間団体・企業、行政がそれぞれの立場で、新しい仕組みと

して多様なサービスを生み出す「新たな挑戦」がなければ成し得ません。

しかし一方では、社会保障費や施設の老朽化対策などの歳出増加と、地方交付税や税収など歳入減少が予測されるなか、市の財政見通しは厳しい見込みとなるため、より効率性を高めるべく「行財政改革」に取り組まなければならない局面にあります。

この“諸刃の剣”を取り扱うには、「無駄を省く」、「財源・資産を有効活用する」、「費用対効果を高める」ことを徹底し、継続的に評価・見直し・改善を行っていくことが重要ですが、その成果は、中長期的な視点による具体的な方針や計画が導き出されなければ限界があることも事実です。

少し例を挙げますと、「この施設を今後どのように取り扱うのか」、また「この分野を5年後どのように成長させるのか」など、各分野において中長期的なビジョンとして、明確な方針を立て、財源の目処をもって具体的計画が策定されなければ財源の有効活用としての改革の幅は限られてしまいます。

特に今後は、行政サービスの役割やあり方も含めて「公共施設の統廃合や再編をどのように行っていくか」、ということが改革の大きな課題となっていきます。

そのため、事業評価や財政シミュレーションなどを有機的に活用しながら、各分野における具体的方針を明確化し実施可能な事業計画を立てる、「中期的な経営計画」の再構築が不可欠なものとなりますので、全庁的な取組みとしてその体制を整えていきます。

以上、“6つの重点施策”についてご説明いたしました。

4 最後に

最後になりますが、平成29年度の予算全般として、皆さまにご理解を求めなければならぬ点がございます。

国勢調査による人口減などにより地方交付税を引き続き50億円とし、財政調整基金を大幅に取り崩すこととしました。「中長期的な経営計画」の再構築が不可欠と述べたばかりですが、歳入面から見れば“警戒の黄色信号”が点いたと言ってもいいでしょう。国保会計では、一般会計からの法定外繰入が恒常化しており、平成29年度も2億7,500万円の繰入を予定しています。本来、財政調整基金は、臨時的または計画的に使用すべきものであり、恒常的にこの基金を取り崩すような財政運営をしてはなりません。

地方創生という国の地方振興のイメージづくりの中では、財政破綻^{はたん}という言葉が最近では少なくなりました。唯一、財政再建団体となった北海道夕張市が再建に取り組んで10年になります。現在は財政再生団体として予算を含め国の管理下に置かれる状況にあり、その影響は市民生活にも及ぶ苦しく厳しい10年間だったと想像されますが、これからも続く財政再建の道程は長く険しいものとなるでしょう。

人口減少の時代に入り、これからはどの地方自治体においても厳しい現実が予想されます。伊佐市も合併特例による優遇措置が終了する中で、「中長期的な経営計画」の再構築が重要になります。

“財政再建”と“産業の振興”を同時に実現していかなければなりません。歴史においては江戸中期の米沢藩、上杉鷹山公の治世がよく紹介されます。童門冬二氏の小説「上杉鷹山」では、お国入りの峠の小屋で暖をとる鷹山公が、埋み火^{うず}を見ながら米沢藩復興の決意をする場面があります。火鉢の埋み火を“改革の火種”として象徴的に捉えています。

「儉約をしながら産業を起こす」そのためには「人材を育てていく」、「火種を絶やさぬように人も絶やしてはならない」という考えです。武士や農民を問わず、一戸一戸の家の中で“改革の火種”を大切に守り、小さな火種を共通のものとして連帯して米沢藩の大きな力となりました。私たちも一人ひとりの改革への認識が重要であると思います。

改革を伴う「中長期的な経営計画」の再構築をしていくには、“ニーバーの祈り”をご紹介するのも適していると思います。1951年にアメリカの神学者・倫理学者ラインホルド・ニーバー自身がこの祈りを書物に著しています。

“ニーバーの祈り” ラインホルド・ニーバー (大木英夫 訳)

「神よ、変えることのできるものについて、それを変えるだけの勇気をわれに与えたまえ。変えることのできないものについては、それを受け入れるだけの冷静さを与えたまえ。そして変えることのできるものと、変えることのできないものとを、識別する知恵を与えたまえ。」

“THE SERENITY PRAYER”

O God, give us
serenity to accept what cannot be changed,
courage to change what should be changed,
and wisdom to distinguish the one from the other. (Reinhold Niebuhr)

国際情勢がいかに関係が複雑になろうとも、国内の都市と地方の不均衡が続くとしても、私たちは伊佐市をひかり輝くまちとして未来へ繋いでいかなければなりません。未来のために種をまき、苗を育てていきましょう。

以上について、市民の皆さま及び議員の皆さまにご理解とご協力をお願い申し上げ、平成29年度施政方針といたします。